

○国立大学法人埼玉大学教育機構日本語教育センター 日韓共同理工系学部留学生規程

〔平成20年9月25日
規則第100号〕

改正 平成24. 9. 28 24規則3 令和2. 5. 28 2規則 8

(趣旨)

第1条 本学に、日韓共同理工系学部留学生事業実施要項（平成12年8月1日文部省学術国際局長裁定。以下「実施要項」という。）に定める日韓共同理工系学部留学生の予備教育を行うため、日韓共同理工系学部留学生予備教育コース（以下「予備教育コース」という。）を置き、その実施に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 予備教育コースの学生（以下「予備教育コース学生」という。）となることができる者は、実施要項に定める日韓共同理工系学部留学生とする。

(許可)

第3条 学長は、予備教育コース学生となることを志願する者が、所定の手続きを完了したときは、教育機構教育推進室（以下「推進室」という。）の議を経て、これを許可する。

(定員)

第4条 予備教育コースの定員は、若干名とする。

(期間及び開始時期)

第5条 予備教育コースの期間は6ヶ月とし、その開始時期は10月とする。

(教育課程及び履修方法)

第6条 予備教育コースの教育課程及び履修方法は、教育機構日本語教育センター長（以下「センター長」という。）が別に定める。

(受講の中止)

第7条 予備教育コース学生が受講を中止しようとするときは、所定の用紙にその理由を付して、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、推進室の議を経て、これを許可する。

3 学長は、予備教育コース学生が疾病その他の理由により、受講を継続することができないと認めたときは、推進室の議を経て、受講を中止させることができる。

(修了証書の授与)

第8条 学長は、予備教育コースの所定の教育課程を修了した者に対して、修了証書を授与する。

(諸規則の準用)

第9条 国立大学法人埼玉大学学則その他本学が定める諸規則は、別段の定めのある

るものを除くほか、予備教育コース学生について準用する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、予備教育コースに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年9月25日から施行する。

附 則 (平成24. 9. 28 24規則35)

この規程は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (令和2. 5. 28 2規則8)

この規程は、令和2年6月1日から施行する。